

博物館の登録等に関する規則をここに公布する。

令和五年 月 日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県教育委員会規則第 号

博物館の登録等に関する規則

博物館の登録に関する規則（昭和三十二年千葉県教育委員会規則第二号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）及び博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号。以下「省令」という。）に基づき、博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に關し必要な事項を定めるものとする。

（登録申請書）

第二条 法第十二条第一項に規定する登録申請書は、別記第一号様式とする。

（博物館の体制に関する基準）

第三条 法第十三条第一項第三号に規定する都道府県の教育委員会の定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。第四号及び第五条第一号において同じ。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること。
- 二 前号の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。
- 三 前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。

四 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。

五 単独で又は他の博物館若しくは法第三条第一項第十二号に規定する学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。

六 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。

七 法第七条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

と。

(博物館の職員に関する基準)

**第四条** 法第十三条第一項第四号に規定する都道府県の教育委員会の定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 前条第一号の基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。
- 二 学芸員が置かれていること。
- 三 前条第一号の基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

(博物館の施設及び設備に関する基準)

**第五条** 法第十三条第一項第五号に規定する都道府県の教育委員会の定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。
- 二 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
- 三 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
- 四 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

(博物館登録原簿)

**第六条** 法第十四条第一項に規定する博物館登録原簿は、別記第二号様式とする。

(公表)

**第七条** 法第十四条第二項、第十五条第二項、第十九条第三項、第二十条第二項及び第三十一条第三項の規定による公表は、インターネットの利用及び千葉県報への掲載により行うものとする。

(変更の届出)

**第八条** 法第十五条第一項の規定による登録事項の変更の届出は、別記第三号様式によるものとする。

(廃止の届出)

**第九条** 法第二十条第一項の規定による博物館の廃止の届出は、別記第四号様式によるものとする。

(指定の基準)

**第十条** 第三条から第五条までの規定は、省令第二十四条第一項第二号から第四号までに規定する都道府県の教育委員会の定める基準について準用する。この場合において、これらの規定中「博物館資料」とあるのは「資料」と、第三条第一号中「博物館を」とあるのは「法第三十一条第二項に規定する指定施設（次条及び第五条において「指定施

設」という。(を)と、第四条第一号中「博物館」とあるのは「指定施設」と、同条第二号中「学芸員」とあるのは「学芸員に相当する職員」と、同条第三号並びに第五条第三号及び第四号中「博物館」とあるのは「指定施設」と読み替えるものとする。  
(委任)

**第十一条** この規則に定めるもののほか、博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に關し必要な事項は、教育長が定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の博物館の登録に關する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

**別 記**

**第一号様式 (第二条)**

博 物 館 登 録 申 請 書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

申請者

次の博物館について登録を受けたいので、博物館法第12条の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 設置者の名称及び住所
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地

## 第二号様式 (第六条)

## 博物館登録原簿

事項	登録		登録変更日	登録変更日
	年月日 記号番号			
設置者の名称及び住所				
博物館の名称				
博物館の所在地				
備考				

## 第三号様式 (第八条)

## 博物館登録事項変更届

年 月 日

千葉県教育委員会 様

申請者

博物館登録事項について、次のように変更するので、博物館法第15条第1項の規定により届け出ます。

- 1 変更事項
- 2 変更年月日
- 3 変更の理由

第四号様式（第九条）

博 物 館 廃 止 届

年 月 日

千葉県教育委員会 様

申請者

次のとおり博物館を廃止したので、博物館法第20条第1項の規定により届け出ます。

- 1 設置者の名称及び住所
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地
- 4 登録記号番号
- 5 廃止の理由